

第1章 調査の概要

1 調査の目的

この調査は、主要産業における女性労働者の雇用管理の実態等を総合的に把握することを目的とする。

平成17年度は、育児休業制度及び介護休業制度等の実施状況等について調査を行った。

2 調査の範囲

(1) 地域

日本国全域とする。ただし、次の地域を除く。

北海道	奥尻郡、礼文郡、利尻郡
東京都	大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村
島根県	隠岐郡
長崎県	五島市、北松浦郡小値賀町、南松浦郡、壱岐市、対馬市
鹿児島県	奄美市、西之表市、鹿児島郡三島村及び十島村、熊毛郡、大島郡
沖縄県	国頭郡伊江村、島尻郡久米島町、渡嘉敷村、座間味村、粟国村、渡名喜村、南大東村、北大東村、伊平屋村及び伊是名村、宮古郡、八重山郡

(2) 産業

日本標準産業分類による次に掲げる産業とする。

- ア 鉱業
- イ 建設業
- ウ 製造業
- エ 電気・ガス・熱供給・水道業
- オ 情報通信業
- カ 運輸業
- キ 卸売・小売業
- ク 金融・保険業
- ケ 不動産業
- コ 飲食店、宿泊業
- サ 医療、福祉
- シ 教育、学習支援業
- ス 複合サービス事業
- セ サービス業（他に分類されないもの）〈家事サービス業、外国公務を除く〉

(3) 事業所

上記(2)の産業に属し、常用労働者5人以上を雇用している民営事業所のうちから、産業・規模別に層化して抽出した10,025事業所とした。

3 調査事項

次に掲げる事項とする。

(1) 事業所の属性に関する事項

- ア 事業所の名称及び所在地
- イ 主な事業内容又は主要製品
- ウ 常用労働者数
- エ 管理職数
- オ 労働組合の有無

(2) 育児・介護休業制度、子の看護休暇制度等に関する事項

① 育児・介護休業制度、子の看護休暇制度

- ア 育児・介護休業制度、子の看護休暇制度の規定の有無
- イ 育児・介護休業制度、子の看護休暇制度の内容
- ウ 育児・介護休業、子の看護休暇の取得中及び育児・介護休業後の労働条件等の取扱い
- エ 育児・介護休業制度、子の看護休暇制度の利用者の状況
- オ 育児・介護休業取得者があった際の雇用管理

② 働きながら子の養育を行う労働者に対する援助の措置に関する事項

- ア 制度の有無、内容及び利用状況

③ 働きながら家族の介護を行う労働者に対する援助の措置に関する事項

- ア 制度の有無、内容及び利用状況

④ 育児・介護のための時間外労働の制限に関する事項

- ア 時間外労働の有無
- イ 時間外労働の制限の規定の有無

⑤ 育児・介護のための深夜業の制限に関する事項

- ア 深夜労働の有無
- イ 深夜業の制限の規定の有無

⑥ 配偶者出産休暇制度に関する事項

- ア 制度の有無、内容及び利用状況

4 調査の対象期日

原則として、平成 17 年 10 月 1 日現在とした。

ただし、制度、措置の利用者数等に関する事項については、次のとおりとした。

- (1) 育児休業制度の利用者の状況のうち出産者数(又は配偶者が出産した者の数)、育児休業終了後の復職状況、育児休業制度の利用期間別状況、介護休業制度の利用者数、介護休業終了後の復職状況、介護休業制度の利用期間並びに働きながら家族の介護を行う労働者に対する勤務時間短縮等の措置の制度の利用者数、配偶者出産休暇制度の利用者数、時間外労働の有無、深夜労働の有無

平成 16 年 4 月 1 日～平成 17 年 3 月 31 日

- (2) 平成 16 年 4 月 1 日から平成 17 年 3 月 31 日までの間の出産者数(又は配偶者が出産した者の数)のうち育児休業を開始した者の数及び働きながら子育てを行

う労働者に対する勤務時間短縮等の措置の制度の利用者数、出産した女性の退職者数	平成 16 年 4 月 1 日～平成 17 年 10 月 1 日
(3) 子の看護休暇制度利用者数	平成 17 年 4 月 1 日～平成 17 年 9 月 30 日

5 調査の実施期間

平成 17 年 11 月 1 日から 11 月 30 日までとした。

6 調査機関

厚生労働省雇用均等・児童家庭局——都道府県労働局雇用均等室——報告者

7 調査の方法

(1) 調査票

「平成 17 年度女性雇用管理基本調査票」により行った。

(2) 調査の方法

都道府県労働局雇用均等室経由の自計式郵送調査の方法により行った。

8 集計方法

厚生労働省雇用均等・児童家庭局において集計した。有効回収率は 75.3%であった。

9 調査対象事業所の抽出

平成 13 年事業所・企業統計調査により把握された事業所名簿に基づき、一定の方法により抽出した。

目標精度は、産業大分類（製造業、卸売・小売業、飲食店、宿泊業及びサービス業については中分類）の規模別に設定し、次の計算式を用いて、調査項目として取り上げられた特定の属性をもつ事業所数の全事業所に対する割合が 50%のときの標準誤差が概ね 5%以内になるように設定した。

$$V^2 = \frac{N - n}{N - 1} \cdot \frac{P(1 - P)}{n}$$

V = 標準誤差 N = 母集団事業所数
 n = 調査対象事業所数 P = 特定の属性を持つ事業所の割合 (= 0.5)

なお、産業、規模ごとの抽出率は別表のとおりである。

【 別 表 】

規模別調査事業所抽出率一覧表

産業		規模	500人以上	100～499人	30～99人	5～29人
D	鉱業		1/1	1/1	1/3	1/29
E	建設業		1/2	1/30	1/218	1/991
F	製造業					
	9・10	食料品・飲料・たばこ・飼料	1/3	1/38	1/102	1/303
	11・12	繊維・衣服・その他の繊維製品	1/1	1/11	1/50	1/227
	13・14	木材・木製品・家具・装備品	1/1	1/5	1/23	1/166
	15	パルプ・紙・紙加工品	1/1	1/7	1/24	1/77
	16	印刷・同関連業	1/1	1/8	1/37	1/192
	17・18	化学工業・石油製品・石炭製品	1/3	1/15	1/29	1/66
	20・21	ゴム製品・なめし革・同製品・毛皮	1/2	1/5	1/13	1/52
	22	窯業・土石製品	1/1	1/6	1/30	1/151
	23・24	鉄鋼業・非鉄金属	1/2	1/10	1/24	1/75
	25	金属製品	1/2	1/12	1/56	1/317
	26	一般機械器具	1/4	1/21	1/66	1/308
	27・28・29	電気機械器具、情報通信機械器具、電子部品・デバイス	1/5	1/37	1/84	1/210
	30	輸送用機械器具	1/5	1/18	1/39	1/116
	31	精密機械器具	1/2	1/6	1/15	1/52
	19・32	その他(プラスチック製品、その他)	1/2	1/13	1/51	1/241
G	電気・ガス・熱供給・水道業		1/1	1/9	1/12	1/20
H	情報通信業		1/5	1/33	1/86	1/322
I	運輸業		1/3	1/48	1/219	1/761
J	卸売・小売業					
	49～54	卸売業	1/4	1/46	1/217	1/991
	55～60	小売業	1/4	1/48	1/218	1/996
K	金融・保険業		1/4	1/21	1/130	1/660
L	不動産業		1/1	1/6	1/25	1/283
M	飲食店、宿泊業					
	70・71	飲食店	1/1	1/7	1/217	1/993
	72	宿泊業	1/2	1/15	1/48	1/243
N	医療、福祉		1/5	1/48	1/201	1/713
O	教育、学習支援業（学校教育を除く）		1/2	1/18	1/85	1/399
P	複合サービス事業		1/1	1/6	1/27	1/188
Q	サービス業（他に分類されないもの） （家事サービス業・外国公務を除く）					
	80	専門サービス業	1/2	1/10	1/45	1/384
	81	学術・開発研究機関	1/2	1/6	1/8	1/17
	82	洗濯・理容・美容・浴場業	1/1	1/4	1/31	1/361
	83	その他の生活関連サービス業	1/1	1/5	1/24	1/191
	84	娯楽業	1/1	1/10	1/82	1/331
	85	廃棄物処理業	0	1/2	1/16	1/97
	86	自動車整備業	1/1	1/1	1/8	1/172
	87	機械等修理業	1/1	1/4	1/17	1/107
	88	物品賃貸業	1/1	1/3	1/17	1/195
	89	広告業	1/1	1/3	1/10	1/69
	90	その他の事業サービス業	1/5	1/48	1/131	1/362
	91	政治・経済・文化団体	1/1	1/3	1/12	1/106
	92	宗教	1/1	1/2	1/5	1/69
	93	その他のサービス業	0	1/1	1/2	1/8

10 達成精度

達成精度は、「育児休業制度の規定あり」の事業所割合の標準誤差を算出した。
産業大分類別・事業所規模別の達成精度は次のとおりである。

産業大分類別の達成精度
(「育児休業制度の規定あり」の事業所割合)

(単位：%)

分 類	推 計 値	標 準 誤 差
【産業大分類】		
鉱業	45.9	6.3
建設業	45.4	3.8
製造業	56.3	1.4
電気・ガス・熱供給・水道業	99.1	0.8
情報通信業	68.6	5.3
運輸業	60.5	4.5
卸売・小売業	65.3	2.6
金融・保険業	97.5	1.8
不動産業	65.2	6.7
飲食店、宿泊業	52.3	4.3
医療、福祉	73.4	4.3
教育、学習支援業	71.8	5.0
複合サービス事業	89.6	3.2
サービス業	57.6	1.5
【事業所規模】		
500人以上	99.9	0.1
100～499人	95.5	0.6
30～99人	83.7	1.0
5～29人	56.5	1.3

11 調査結果利用上の注意

- (1) この調査は、標本調査であるので、母集団に復元したものを調査結果として表章している。
- (2) M. A. (Multiple Answer の略) の表示のある統計表は、複数回答であるから百分比は合計しても必ずしも 100 とはならない。

12 主な用語の定義

(1) 常用労働者

以下の①～⑤のいずれかに該当する者をいう。

- ① 期間を定めずに、又は 1 か月を超える期間を定めて雇用されている者。
- ② 日々雇われている者、又は 1 か月以内の期間を定めて雇用されている者で、

平成 17 年 8 月及び 9 月の各月に各々 18 日以上雇われた者。

- ③ 取締役、理事などの役員のうちで、常時勤務して、一般労働者（常用労働者のうちパート、アルバイト、嘱託労働者等以外の正規労働者）と同じ給与規則又は同じ基準で毎月給与の支払いを受けている者。
- ④ 事業主の家族であって、その事業所に常時勤務して給与の支払いを受けている者。
- ⑤ 上記①～③の条件に該当する他企業からの出向者（在籍出向、移籍出向を問わない。また、この調査では他企業への出向者は在籍出向、移籍出向を問わず除く。）。

(2) 管理職

事業所の各部署において、部長、課長、係長等配下の係員等を指揮・監督する役職のほか、専任職、スタッフ、管理職等と呼ばれている役職を含む。

(3) 有期契約労働者

3 ヶ月、1 年など期間を定めた契約で雇用した労働者をいう。ただし、日々雇われている者及び他企業からの出向者を除く。

(4) 出産者

平成 16 年 4 月 1 日から平成 17 年 3 月 31 日の 1 年間に在籍中に出産（妊娠 12 週を超える分娩をいい、死産も含む。）した者をいい、出産後 10 月 1 日までに退職した者を含む。

(5) 育児休業者

上記出産者のうち平成 17 年 10 月 1 日までの間に育児休業を開始した者（育児休業開始予定の申出をしている者を含む。）をいう。

(6) 介護休業者

平成 16 年 4 月 1 日から平成 17 年 3 月 31 日までに介護休業を開始した者をいう。

(7) 子の看護休暇取得者

平成 17 年 4 月 1 日から平成 17 年 9 月 30 日までの間に子の看護のための休暇を取得した者をいう。

(8) 育児のための勤務時間短縮等の措置の制度の利用者

平成 16 年 4 月 1 日から平成 17 年 3 月 31 日までに育児休業終了後復職した者のうち、平成 17 年 10 月 1 日までの間に育児のための勤務時間短縮等の措置の制度の利用を開始した者（開始予定の申出をしている者を含む。）をいう。

(9) 介護のための勤務時間短縮等の措置の制度の利用者

平成 16 年 4 月 1 日から平成 17 年 3 月 31 日までの間に介護のための勤務時間短縮等の措置の制度の利用を開始した者（開始予定の申出をしている者を含む。）をいう。

(10) 配偶者出産休暇制度

労働基準法に規定する年次有給休暇以外の休暇制度であって、配偶者の出産の際に、病院の入院・退院、出産等の付添い等のために男性労働者に与えられる休暇をいう。

【 参 考 】

育児・介護休業法の概要

1 育児休業制度

労働者は、その事業主に申し出ることにより、子が1歳に達するまでの間（子が1歳を超えても休業が必要と認められる一定の場合には、子が1歳6か月に達するまで）、育児休業をすることができる。

2 介護休業制度

労働者は、その事業主に申し出ることにより、対象家族1人につき、常時介護を必要とする状態に至るごとに1回、通算して93日まで、介護休業をすることができる。

3 子の看護休暇制度

小学校入学までの子を養育する労働者は、1年に5日まで、病気・けがをした子の看護のために、休暇を取得することができる。

4 時間外労働の制限

事業主は、小学校入学までの子を養育し、又は常時介護を必要とする状態にある対象家族の介護を行う労働者が請求した場合においては、1か月24時間、1年150時間を超えて時間外労働をさせてはならない。

5 深夜業の制限

事業主は、小学校入学までの子を養育し、又は常時介護を必要とする状態にある対象家族の介護を行う労働者が請求した場合においては、深夜において労働させてはならない。

6 勤務時間の短縮等の措置

事業主は、1歳（子が1歳6か月に達するまで育児休業をすることができる場合にあつては、1歳6か月）に満たない子を養育し、又は常時介護を必要とする状態にある対象家族の介護を行う労働者で育児・介護休業をしない者については、次のいずれかの措置を、1歳（子が1歳6か月に達するまで育児休業をすることができる場合にあつては、1歳6か月）から3歳に達するまでの子を養育する労働者については、育児休業に準ずる措置又は次のいずれかの措置を講じなければならない。

短時間勤務制度、フレックスタイム制、始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ、
所定外労働の免除（育児のみ）、託児施設の設置運営（育児のみ）、
育児・介護費用の援助措置

7 転勤についての配慮

事業主は、労働者の転勤については、その育児又は介護の状況に配慮しなければならない。

※下線部は、平成16年の法改正により改正された部分（平成17年4月1日施行）